

日本の介護市場、ネパールからの労働者に注目

日本は、2019年3月、特定技能として、労働市場をネパール人にも開放した。

日本は、高い高齢化率で知れており、介護分野の労働力不足を補うため、ネパール人労働者の雇用を視野に入れている。

日本で、18のグループホームと2つの有料老人ホームを経営する日本ケアクオリティの代表である石井信氏は、ここ数年の日本の状況として、介護分野での就労に興味を持つ若者の数は減少していると述べた。

月曜日にカトマンズで開催された講座で、石井氏は、「外国籍の介護人材は、日本では代替不能な（なくてはならない）存在になっている」と述べた。

2002年8月に設立された「日本ケアクオリティ」には、現在436名の従業員が在籍しており、そのうち53名がネパール国籍を含む外国人材である。主に、高齢者、障害のある方、日常生活に困難のある方、特に認知症の方を対象に、サービスを提供している。

WHO（世界保健機関）の定義によれば、認知症とは、記憶・思考・日常生活動作に関連する能力に影響を及ぼす、さまざまな症状をさす用語で、高齢者に発症することが多い。

日本とネパールとの間に、特定技能の在留資格を持つネパール人材を日本に派遣するための協力覚書（協定）が成立したことを受け、日本は、2019年3月に、ネパール人材の労働市場への受け入れを開始した。

介護、農業、飲食料品製造、外食など14の分野で特定技能外国人を採用する計画だったが、昨年5月、そのうち、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業は1分野に統合された。一方、ネパール人労働者は、主に介護を中心に、限られた分野で雇用されている。

「日本では、外国人労働者を、業務、給与、福利厚生面で、日本人労働者と比べて差別的な取り扱いをしていない」と石井氏は説明する。

「介護職の基本給は、月額16万ルピーからである」「また、夜勤の場合は5000ルピーが加算される」。また、通常、月50,000ルピー前後の家賃の半額を会社（雇用主）が負担しており、「介護人材は、住居をシェアすることで、さらに住居費を抑えることができる」と石井氏は述べた。

日本で介護福祉士として働くためには、試験に合格する必要があるものの、母国での看護師資格を有する人材は、基本給として月額225,000ルピーを得ることができる。

政府からの手当（職務改善手当）や毎年1回の昇給のほか、年2回の賞与も支給される。

介護職は、3年6カ月の訓練を経て、介護福祉士になるための試験を受験することができる。受験費用は会社が負担する。

介護福祉士になれば、月額ベースで25,000ルピー昇給する。

日本の人材サービス会社、ヒューマンアイの CEO である桐生一郎氏は、以下のように述べた。

「特定技能外国人が日本で働くことができるのは、最長で5年であるが、当局は、5年の勤務の後、介護福祉士となった介護職には、永住申請を認めることも計画している」。「当局は、試験制度を柔軟なものとする一方で、受験を容易にする一方、介護職の転職については、ルールを厳格化することを検討している」。「(2019年3月から)2024年3月までの5年間で、345,000人の外国人労働者を雇用する見込みである」。

また、技能実習制度の見直しの議論について、桐生氏は以下のように述べた。

「日本では技能実習制度の見直しが行われている。2023年4月の有識者会議の中間報告では、『人材育成を通じた国際貢献』という技能実習の理念を転換し、労働力確保と人材育成を両立する新制度の創設を検討する必要があるとされた。

少子高齢化による深刻な人手不足のもと、技能実習生が事実上労働力の担い手となっている実態に合わせ、新制度の具体的な設計を行う見通しである。

本年(2023年)秋には最終報告を公表し、2024年以降の新しい制度運用を目指している。新制度では、転職制限の緩和も検討されている。特に人手不足の深刻な地方部の企業では、渡航費用や教育費用を負担した上に、自由に転職されてしまうことへの不安もあり、研修期間中は転職を認めないような配慮を求める声も根強く、動向を注視している。」

国連人口部の論述を引用する世界経済フォーラムは、2月、65歳以上の人口は、今後30年間で倍増し、2050年には16億人に達する見込みであると述べている。

アジアは、この流れの最前線にあり、香港、韓国、日本は、2050年までに65歳以上の高齢者の割合が最も高くなると見込まれる、と世界経済フォーラムは述べている。

介護職とあわせて、歯科医療職の雇用についても、議論が始まっている。

カンティプール歯科大学教育病院・研究センターのブディマン・スレスタ氏は、日本がネパール人歯科衛生士を雇用すれば、ネパール人にとって良い機会になるだろうと述べた。

日本ケアクオリティの石井氏は、スレスタ氏に賛同して、以下のように述べた。

「老人ホームにおける口腔ケアの必要性は、理解している」「この目的のための政策実現は、ネパールと日本の両政府にかかっている」。

以上